

伊方原発広島裁判：「伊方3号機運転差止仮処分命令申立事件」

第1回審尋日（4月28日）のスケジュールが決まる

===== 2016年4月19日 直ちに解禁

2016年4月19日（広島）：

去る3月11日に伊方原発広島裁判原告団が提訴していた四国電力伊方原発3号機運転差止仮処分命令申立事件」（以下“仮処分”）の第1回審尋日が4月28日（木）と迫っているが、伊方原発広島裁判応援団は、4月定例総会で当日のスケジュールを決めた。

審尋は広島地裁で午後3時からと決まっているが、審尋に先立って「勝てば即停まる仮処分」講演会・学習会を実施する。

講師は、脱原発弁護団全国連絡会の共同代表・河合弘之弁護士と同じく共同代表の海渡雄一弁護士。

河合弁護士は「脱原発の戦略」と題して日本の原発を世界レベルで概観した上で「原発ゼロ」へ向けての基本戦略と市民の役割について語る。

海渡弁護士は「自然の警告を受け止め伊方原発の息の根を止めよう！」と題して、最近の大津地裁決定（関西電力高浜3号機、4号機に対して運転差止仮処分命令を決定。現在有効）や福岡高裁宮崎支部決定などについても触れ、原発裁判における仮処分の意義や伊方原発広島裁判の意義、使命などについて語る。当日は講演レジュメも用意されているほか、約30分間の参加者との質疑応答も準備されている。

審尋後は当日午後4時頃から審尋説明・報告会と記者会見も予定されている。

（以上）

添付資料：第1回審尋日4月28日（木）当日の広報案内チラシ
「勝てば即停まる仮処分」… 1部

問い合わせ先：

伊方原発広島裁判応援団事務局

〒733-0012 広島市西区中広町2丁目21-22-203

e-Mail：saiban_office@hiroshima-net.org

URL：<http://saiban.hiroshima-net.org>

担当者：原田二三子（080-3885-9466）